

京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託 公募型プロポーザル実施要項

令和8年9月
京都市教育委員会

1 業務内容

別紙1「京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託に関するプロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書は本業務の基本的事項を定めたものであり、契約締結時には、受託候補者の提案内容及び本市との協議内容を踏まえ、必要な範囲で仕様を調整する場合がある。

2 契約条件

本業務は、業務委託契約として締結する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 契約金額の上限

2,860,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記金額は、企画提案のために設定する上限額であり、契約金額を示すものではない。提案金額には、仕様書に定める本業務の実施に必要な一切の費用を含めること。なお、本業務の契約期間内に発生する費用の総額を、価格点の算出対象とする。

5 応募資格要件

参加事業者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 京都市契約事務規則第4条及び第22条の規定により競争入札有資格者名簿に登録されていること。ただし、同名簿に登録されていない者であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札有資格者とみなす。
- (2) 本実施要項を公表した日から企画提案書提出日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、京都市の市民税及び固定資産税並びに京都市の水道料金及び下水道使用料について、納付義務がある場合に滞納していないこと。
- (5) 本業務の仕様書を十分に理解し、業務を確実かつ円滑に遂行できる体制及び能力を有すること。
- (6) 単独事業者として参加すること。コンソーシアムによる参加は認めないこと。
- (7) 本プロポーザルにおいて、同一の者が複数の提案者の代表者又は代理者を兼ねていないこと。

6 応募手続等

(1) 関連書類の交付

次の書類を京都市教育委員会ホームページに掲載し、交付する。

番号	書類名
ア	京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託公募型プロポーザル実施要項（本書）
イ	京都市総合教育センターポータルサイト移行業務委託仕様書（別紙１）
ウ	企画提案依頼書（企画提案書作成要領を含む。）（別紙２）
エ	企画提案書項目及び配点一覧（別紙３）
オ	受託候補者選定に係る審査基準（別紙４）
カ	参加意向確認書兼調査用アカウント利用誓約書（様式１）
キ	業務実績調書（様式２）
ク	質問票（様式３）
ケ	仕様要件対応一覧（様式４）
コ	見積書及び経費内訳書（様式５。原則として本様式を使用すること。）
サ	辞退届（様式６）

(2) 参加意向確認書等の提出

参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

提出書類	提出方法	提出部数	提出期限
参加意向確認書兼調査用アカウント利用誓約書（様式１）	持参、郵送又は電子メール	紙媒体１部又は電子データ１式	令和８年９月１４日（月）午後５時まで
業務実績調書（様式２）及び実績を証する資料	同上	同上	同上

提出に当たっては、事前に「１７ 提出先及び問合せ先」へ連絡すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。電子メールの場合は、送信後に電話で受信確認を行うこと。なお、様式１への押印は不要とする。

(3) 競争入札有資格者名簿に登載されていない事業者の提出書類

「５ 応募資格要件」(1)のただし書に該当する事業者は、企画提案書の提出期限までに、京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有することを確認するため、本市が指定する書類を提出すること。

(4) 参加辞退

参加意向確認書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式６）を提出すること。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

- ウ 提出された書類は、受託候補者の選定以外の用途には、提出者に無断で使用しない。ただし、選定作業に必要な範囲で複製することがある。
- エ 提出期限後の差換え及び再提出は認めない。ただし、本市が選定作業上必要と認め、補正を求めた場合は、この限りでない。
- オ 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

7 現行サイトの事前調査

(1) 調査対象者

参加意向確認書を提出し、本市が応募資格を確認した事業者を調査対象者とする。

(2) 調査期間

本市が調査用アカウントを提供した日から企画提案書の提出期限までとする。

(3) 調査方法

- 調査は、原則としてインターネット経由で実施すること。
- 調査に必要な限定公開ページ用のアカウントは、調査期間に限り本市から提供する。
- 自動収集ツール等を利用する場合は、事前に調査対象、方法、日時及び負荷対策を本市へ申し出て、その承認を得ること。現行サイトの閲覧に支障が生じない範囲で実施すること。
- データベース、CMS 設定情報その他閲覧専用アカウントでは確認できない事項について、管理者権限を用いた調査を希望する場合は、事前に調査項目、方法及び必要な権限を本市へ申し出て、その承認を得ること。
- 管理者権限を用いた調査は、本市が指定する場所において、本市職員の立会い又は監督の下で実施すること。
- 調査対象者は、ページ、コンテンツ、ファイル、アカウント、権限、設定その他現行環境の情報を追加、変更又は削除してはならない。
- 管理者権限を用いた調査を実施した場合は、実施日時、調査者、調査項目及び操作内容を記録し、本市の求めに応じて提出すること。

(4) 秘密保持等

- 調査用アカウント及び交付資料を、業務提案に関わる担当者以外へ提供又は共有しないこと。
- 調査により知り得た情報を、本プロポーザルへの参加及び企画提案書の作成以外の目的に利用しないこと。
- 調査期間終了後又は参加辞退時は、本市の指示に従い、調査用アカウントに関する情報及び交付資料を削除又は返却すること。
- 調査により知り得た非公開情報を、口頭、書面、電子データその他いかなる方法によっても第三者へ開示しないこと。

8 本選定に関する質疑

(1) 質疑の方法

質問票（様式3）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。電子メール送信後は、電話で受信確認を行うこと。

(2) 受付期限

令和8年9月18日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

全ての質問及び回答は、質問者を特定できる情報を除いたうえで、参加事業者への電子メールにより回答する。

回答予定日 令和8年9月25日（金）

(4) 質問の取扱い

質問に対する回答は、本実施要項、仕様書その他配布資料の追加又は修正として取り扱う。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

提出書類	紙媒体の部数	電子データ
企画提案書（任意様式）	正本1部、副本4部	PDF形式及び編集可能な形式
仕様要件対応一覧	正本1部	PDF形式及び編集可能なExcel形式
見積書	正本1部	PDF形式
経費内訳書	正本1部	PDF形式及び編集可能なExcel形式
その他、企画提案依頼書で指定する資料	企画提案書に含める	指定形式

(2) 提出期限

令和8年10月9日（金）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出先

紙媒体は持参又は郵送により、電子データは電子メールその他本市が指定する方法により提出すること。郵送の場合は提出期限までに必着とし、電子データのファイル受領方法は事前に本市と調整すること。

(4) 作成方法

別紙2「企画提案依頼書（企画提案書作成要領を含む。）」及び別紙3「企画提案書項目及び配点一覧」に従って作成すること。

10 審査方法

審査は、企画提案書、見積書その他の提出書類による書類審査を基本とする。

必要に応じて、プレゼンテーション又はヒアリングを実施する場合がある。この場合は、対象者、実施日時、実施方法、所要時間、参加人数、使用可能な資料その他必要な事項を、参加事業者別に別途通知する。

プレゼンテーション又はヒアリングを実施する場合は、本業務の業務責任者となる予定の者が原則として出席すること。

11 受託候補者の選定

(1) 選定委員会

受託候補者の選定は、次に掲げる本市職員４名で構成する受託候補者選定委員会が行う。

- 京都市教育委員会事務局総務部学校事務支援室担当課長（情報化推進）
- 京都市教育委員会事務局総合教育センター研修課長
- 京都市教育委員会事務局総合教育センター研修課企画研修係長
- 京都市教育委員会事務局総合教育センター指導室指導主事

ただし、組織改正、人事異動その他やむを得ない事情がある場合は、委員の構成を変更することがある。

(2) 評価方法

企画提案書、見積書その他の提出書類の内容について、別紙３「企画提案書項目及び配点一覧」及び別紙４「受託候補者選定に係る審査基準」に基づき評価する。なお、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合は、その内容を含めて評価する。

(3) 受託候補者の選定

総合評価点が最も高い事業者を第１順位の受託候補者として選定する。ただし、総合評価点又は提案点が本市の定める最低基準点に達しない場合は、受託候補者として選定しない。

(4) 同点時の取扱い

総合評価点が同点の場合の順位は、別紙４「受託候補者選定に係る審査基準」に定めるところによる。

(5) 参加事業者が１者の場合

参加事業者が１者の場合であっても選定を実施し、最低基準点以上であり、かつ本業務を確実に履行できると選定委員会が認めたときは、当該事業者を受託候補者として選定する。

12 審査結果の通知及び公表

(1) 通知

審査結果は、全ての参加事業者に書面又は電子メールで通知する。

通知予定日 令和８年１０月１６日（金）

(2) 公表

受託候補者の名称、参加事業者の名称及び評価結果は、京都市教育委員会ホームページに公表する。
公表内容は、本市の定めるところによる。

(3) 疑義照会

審査結果の通知内容に疑義がある参加事業者は、通知の発出日から2開庁日以内に、書面又は電子メールで説明を求めることができる。本市は、当該照会に対し、書面又は電子メールで回答する。

13 契約締結の協議

第1順位の受託候補者と、仕様書、企画提案書、見積書その他の提出書類の内容に基づき、契約締結の協議を行う。プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合は、その内容も踏まえるものとする。協議が整わない場合は、次順位の事業者と順次協議を行う。

受託候補者は、本市との協議を踏まえ、契約仕様書案及び最終見積書を作成すること。

企画提案書に記載した内容は、実現を確約したものとみなす。ただし、本市との協議により変更した事項を除く。

14 契約に関する基本事項

(1) 契約金額

契約金額は、契約金額の上限を超えない範囲で、受託候補者の見積価格及び契約協議の内容に基づき決定する。

(2) 契約保証金

免除する

(3) 支払方法

履行完了後の精算払とする

(4) 再委託

受託者は、本市の事前の書面による承認を得ないで、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。再委託の承認を求める場合は、再委託先、業務内容、必要な理由、実施体制、情報の取扱い及び責任分界を明示すること。受託者は、再委託先の業務について、本市に対して一切の責任を負うものとする。

なお、本業務の全部又は主要な部分を一括して再委託することは認めない。

15 失格又は無効

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とすることがある。

- 応募資格要件を満たさない場合又は応募資格を喪失した場合
- 提出期限、提出先又は提出方法に適合しない場合
- 指定した様式、作成方法又は提出条件に著しく適合しない場合

- 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、又は記載内容に著しい不備がある場合
- 提出書類又はプレゼンテーション若しくはヒアリングの内容に虚偽がある場合
- 契約金額の上限を超える提案をした場合
- 調査用アカウント又は非公開情報を不正に使用し、第三者へ提供し、又は現行サイトの情報を無断で追加、変更若しくは削除した場合
- 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- その他、本市が本プロポーザルへの参加を不適当と認めた場合

16 スケジュール（予定）

内容	日程
公募開始	令和8年9月7日（月）
参加意向確認書等の提出締切	令和8年9月14日（月）午後5時
応募資格確認結果の通知・調査用アカウント提供	令和8年9月16日（水）
現行サイトの事前調査	調査用アカウント提供日から企画提案書提出期限まで
質問受付締切	令和8年9月18日（金）午後5時
質問に対する回答	令和8年9月25日（金）（予定）
企画提案書等の提出締切	令和8年10月9日（金）午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング（必要に応じて実施）	必要に応じて別途通知
受託候補者の選定・結果通知	令和8年10月16日（金）（予定）
契約締結の協議	審査結果通知後、速やかに実施
契約予定日	令和8年10月下旬
履行期限	令和9年3月31日

17 提出先及び問合せ先

担当部署	京都市教育委員会事務局 京都市総合教育センター 研修課
所在地	〒600-8023 京都市下京区河原町通仏光寺西入る 京都市総合教育センター
電話番号	075-708-8920
電子メール	sogokyoiku@edu.city.kyoto.jp
受付時間	平日の午前8時45分から午後5時30分まで

電子メールで提出する場合は、件名の先頭に「【総合教育センターポータル】」と記載すること。

以上